

生活環境影響調査結果の縦覧について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第2項に基づき、周辺地域の現況調査結果ならびに予測や評価の結果をまとめた生活環境影響調査書の縦覧は、下記のとおりとなっております。

なお、このホームページ内でも調査書と調査書の要約版をご覧頂くことができます。

1 縦覧内容

(仮称)新南部工場建設事業に係る生活環境影響調査

実施項目 大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、植物、動物、生態系、景観
廃棄物等、温室効果ガス

2 縦覧場所

- (1) 福岡都市圏南部環境事業組合事務局(春日市役所内1階で受付、縦覧場所は2階)
- (2) 春日市地域生活部環境課(春日市役所3階)

3 縦覧期間及び時間

平成22年10月1日(金)から平成22年10月31日(日)まで(土・日曜日、祝日を除く)
午前9時から午後5時まで

4 施設の概要

施設名 (仮称)新南部工場
位置 春日市大字下白水104の5(福岡市クリーンパーク・南部工場敷地内)
施設規模 510t/日(170t/日×3炉)
設備概要 ストーカ式焼却炉(連続運転式)、排ガス処理設備、発電設備等

5 意見書の提出

施設の設置に関し利害関係を有する方は生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。

意見書様式は、ホームページからダウンロードして頂くか縦覧場所に用意しております。

事業実施区域周辺に居住する方をはじめとして、事業予定地の周辺で事業を営んでいる方等が含まれます。

6 意見書の提出期間

平成22年10月1日(金)から平成22年11月14日(日)まで

持参の場合は、土・日曜、祝日を除きます。

郵送の場合は、11月14日までの消印のあるものに限り、受付します。

7 提出方法

住所、氏名、電話番号と生活環境の保全上の見地からの意見及びその理由を記載した書面を組合事務局へ持参または下記のお問い合わせ先まで郵送のいずれかの方法で提出してください。

8 意見書の取り扱いについて

(1) いただいた意見書および提出された意見書に対する組合の見解をまとめ、当組合事務局、組合ホームページでお知らせする予定です。意見を提出された方の個人名等は公表しません。

(2) いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

9 お問い合わせ先

〒816-8501

春日市原町3丁目1番地5(春日市役所内1階)

福岡都市圏南部環境事業組合 建設課 電話 092(575)1131